

# 認知症高齢者をめぐる 法律実務

—法的リスクと相続問題—

共編 水谷 英夫 (弁護士)  
小島 妙子 (弁護士)

新日本法規

## Q 2 認知症の行動・心理症状（BPSD）とは

**Q**

認知症の行動・心理症状にはどのようなものがありますか。

**A**

認知症の行動症状としては、興奮・暴言・暴力・拒絶・異食などが挙げられます。また、心理症状としては、アパシー・抑うつ・不安・幻覚・睡眠障害などがあります。

### 解 説

#### 1 BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) とは

BPSDとは、「知覚、思考内容、気分や行動の障害といった、認知症患者にしばしば出現する症状」のことで、中核症状と密接に関わっており、環境・身体・心理要因などとの相互作用で生じます。BPSDは認知症が軽度の頃から存在し、以下のような多様な症状を包含します。

行動症状：興奮、粗暴行為（暴言・暴力）、拒絶、徘徊、常同行為、不潔行為、ため込み、異食など

心理症状：アパシー、抑うつ、不安、幻覚、妄想、多幸性、脱抑制、易刺激性・易怒性、睡眠障害など

対応としては、患者の心理状態、環境、性格、行動パターン、人生観などを検討し、非薬物的介入を試み、それでは不十分で、自他を危害に晒す緊急性の高い事態や症状の深刻な増悪の可能性が高い場合には、薬物療法を検討します。

##### (1) BPSDの行動症状

・拒絶：周囲・介護者からの働きかけを被害的に受け止めたり妄想的

解釈にまで発展させる。

- ・不穏・興奮：注意・制止に対して本人が十分に了解せずに暴力行為に至る。
- ・暴言・暴力：癩癩を起こして大声で叫ぶ、罵る、叩く、ひっかく、噛む、物を投げて壊すなど攻撃的の行為が見られる。否定される、難詰される等、自尊心を傷つけられる状況で起こりやすい。
- ・徘徊：昼夜を問わず外出しようとし、しばしば行方不明になり自宅から遠い地域で保護されることもある。
- ・性的逸脱行為：発生は少ないが、大きなトラブルに発展したり、深刻化しやすい。

## (2) BPSDの心理症状

- ・不安：認知機能低下と自信喪失から、漠然とした恐れが焦燥・興奮を伴いやすい。日常の出来事をゆがんで認識し、病的不安や恐怖心となる（将来の不安、孤立、身体的不調の不安、幻覚・妄想に伴う不安）。
- ・焦燥（agitation）：不適當な言語、音声、運動上の行動で、不快感や不満を示す。
- ・うつ状態：AD発症3年以内の初期に出現しやすい。孤立感・孤独感、周囲からの非難、自尊心低下などが背景にある。「大うつ病」レベルは15～20%。身体不調感のような気分変調が多い。
- ・幻覚：ADの10～30%。幻聴よりも幻視が多い。幻視は特にレビー小体型認知症で多い。
- ・妄想：被害妄想が多い。物盗られ妄想・見捨てられ妄想・嫉妬妄想などで、統合失調症のような奇異で体系的な妄想ではない。
- ・誤認症候群：自宅にいるのに、荷物をまとめて「帰宅したい」と要求する。
- ・「カプグラ症候群=替え玉症候群」：身近な人が他人に入れ替わった

と確信する。

- ・「幻の同居人」:「自宅内に知らない人が住んでいる」「天井裏に誰かが住んでいる」と訴える。
- ・「鏡徴候」:鏡に映った自分を他の人物と認識する。訂正不能であり、深刻な症状。
- ・「TV誤認」:映像の人物・状況を現実と受け取る。
- ・「重複記憶錯誤」:記憶の時間軸が錯誤して人物・場所が他にも存在すると主張する。

### (3) BPSDの各認知症性疾患による相違

- ・AD:妄想・幻覚、異常行動が多い。
- ・VaD:無関心、抑うつ・不安がより高頻度で、精神病症状はADと同程度。異常行動は少ない。血管障害を受けない部位の機能は保持されるので、「まだら認知症」とも表現される。感情失禁が特徴的。
- ・FTD:基本的感情の喪失、食事かき込み、決まったルートの歩行、内省欠如、脱抑制。
- ・DLB:幻覚(特に幻視)・妄想が目立ち、持続する。

### (4) 夕暮れ症候群

夕方にかけてBPSDが悪化する症状を「夕暮れ症候群」と呼びます(施設で夕方になると帰宅しようとするなど)。

### (5) BPSDとせん妄との鑑別

せん妄は身体疾患が原因の意識障害ですが、活動性低下、興奮、徘徊、幻覚・妄想等、BPSDと類似することがあり、さらにBPSDと併存することもあります。せん妄は治療可能です。

## 2 BPSDの原因

以下のように生物学的・心理的・社会的の全側面にわたることから、BPSDの原因は多彩です。

## Q28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

**Q** 認知症が疑われる親が、福祉関係者などと養子縁組をして、多額の預貯金が引き出されている場合、どうしたらよいでしょうか。

**A** 縁組時に意思能力がなかったり、縁組意思を欠く場合は、縁組は無効になります。養子縁組無効確認訴訟を提起します。多額の預貯金を引き出している場合には、不法行為等の請求をして、払い戻されている預貯金を取り戻します。

### 解 説

#### 1 問題の所在

福祉関係者や他人が、親切心を装ったり、交際を持ちかけるなどして一人暮らしの親の家に入りし、家族が知らないうちに養子縁組をした上で多額の預貯金を引き出したり、不動産を処分している場合があります。

#### 2 養子縁組が無効になる場合

##### (1) 養子縁組届が勝手に出された場合

養子縁組届が本人の知らないうちに勝手に届出されている場合には、養子縁組は無効です（民799による739の準用）。養子縁組届書の写しを法務局から取り寄せて、届出人欄に本人の署名があるか否かを確認します。本人の署名がない場合には、勝手に届出されたと認められる可能性が高いでしょう。

## (2) 縁組意思を欠く場合

当事者の届出意思に基づき縁組届がなされても、縁組意思がなければ、養子縁組は無効となります（民802①）。

縁組意思とは、社会観念上の親子関係を設定する意思とされており（実質的意思説）、判例もこれを基準としています（最判昭23・12・23民集2・14・493）。

縁組の当事者が、相続、扶養、監護、教育といった養子縁組本来の法的効果の発生を予定している場合は縁組意思があるとされ、養子縁組は有効となります。本設問のように短時間のうちに多額の預金が引き出されている場合などには、縁組意思を欠くものとして無効となる可能性が高いでしょう。

## (3) 意思能力

成年被後見人は、意思能力があれば後見人の同意なく単独で養子縁組をすることができますが（民799）、意思能力を欠いたまま行われた養子縁組は無効とされます（民802②）。

近時、認知症ないし認知症フレイルの人について、養子縁組の「意思能力」が争われる裁判例が増えています。認知症の程度が高度である点から「意思能力」を欠くとするのではなく、扶養・祭祀承継のあり方、同居生活など、養子縁組本来の法的効果発生について、どの程度協議されていたかなどを問題にし、意思能力の有無を判断していません（縁組意思についてはQ59参照）。

## 3 養子縁組無効確認訴訟

### (1) 本人の意思確認

判断能力が低下した高齢者に取り入った事例で、本人の意思が確定しない場合があり、弁護士が手続を進める際に苦慮することがあります。相手に親切にしてもらったと思っているからです。親族や民生委

員の協力を得て本人の意思がぐらつかないようにする必要があります。

## (2) 成年後見人の権限

人事訴訟では、身分行為において本人の意思を尊重すべく、未成年者や成年被後見人が意思能力を有する限り訴訟能力が認められます（人訴13①）。実際上は、有効に訴訟行為をすることができないため、人事訴訟の原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるとき、成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができるとしてあります（人訴14①）。成年後見人は、原告として養子縁組無効確認訴訟を提起することができます（職務上の当事者）。

なお、成年後見人は、成年被後見人を代理して離婚・離縁調停を申し立てることはできません（家事18）。また、成年被後見人を代理して、離婚・離縁調停を成立させることもできないので（家事252②）、成年後見人は調停手続を経ずに離縁訴訟を提起することになります（家事257②）。

## 4 預貯金の取戻し

預貯金の取戻しは、財産管理に関するものであり、成年後見人の権限内の行為です。速やかに後見人選任の申立てをし、法定代理権に基づいて、引き出された預貯金について不法行為、債務不履行、不当利得返還請求をします（詳しくは、Q26参照）。

(小島妙子)

## Q68 遺言能力の判断に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いる場合の留意点は

**Q** 遺言能力の判断資料の1つとして、改訂長谷川式簡易知能評価スケールが用いられることがあると思いますが、その場合の留意点について教えてください。

**A** 改訂長谷川式簡易知能評価スケールは、認知症の疑いや認知能力の低下を検査するスクリーニングテストであって、その点数で重症度を判定することは目的とされていないといわれています。遺言能力の判断は、医学的判断要素が重視される傾向はあるものの、あくまで法的判断であり、諸般の事情から総合的に判断するのが判例の傾向です。したがって、判例は、改訂長谷川式簡易知能評価スケールを過度に重視することはなく、点数が低くても遺言能力が肯定される事例もあり、逆にある程度の点数があっても遺言能力が否定される事例もあり、重要なのは医学的判断のほか、遺言の難易・複雑性、遺言の合理性、遺言者と相続人・受遺者の人的関係、遺言に至る経緯などの諸般の事情ということになります。

### 解 説

#### 1 改訂長谷川式簡易知能評価スケールの概要

長谷川和夫医師によって1974年に開発され、1991年に改訂された長谷川式簡易知能評価スケール（HSD-Rと表記されることもあります。）は、認知症の疑いや認知機能の低下を簡易かつ早期に発見することを目的とした認知機能検査であり、日本で最も一般的なスクリーニング



検査だといわれています。

質問項目数は9問と少なく、10分程度で実施できるため、医師だけではなく、介護現場でも広く活用されています。質問事項は、年齢、日時や曜日の見当識、場所の見当識（どこにいるか？）、3つの言葉の記銘（桜・猫・電車、梅・犬・自動車）、計算（100から7を順番に引く。）、数字の逆唱（3桁2-8-6と4桁9-2-5-3）、3つの言葉の遅延再生（先ほど覚えてもらった桜・猫・電車を答える。）、5つの物品の記銘（時計、鍵、たばこ、ペン、硬貨など）、言葉の流暢性（知っている野菜の名前をできるだけ多く言う。）の9つで30点満点のうち20点以下で認知症の疑いありとされます。

同じく広く活用されている認知機能検査としてMMSE（ミニメンタルステート検査）があります。MMSEはペンを握ったり字が書けることを前提としていますが、改訂長谷川式簡易知能評価スケールは口頭での質問検査であるためそのような能力を前提としていない点で大きな違いがあるといえます。

## 2 留意点

改訂長谷川式簡易知能評価スケールは、認知症の疑いがあるか否かをスクリーニングすることを目的としたテストであって、得点によって重症度分類は行わないものとされています。したがって、点数から直ちに認知症であると断定することはできませんし、認知症の程度が軽度か重度かということも直には判断できないということになります。

## 3 裁判実務における改訂長谷川式簡易知能評価スケールの点数の取扱い

例えば遺言無効確認訴訟において遺言能力が争点となる場合、遺言

能力の有無は、遺言時における遺言者の精神上的の障害の存否や程度、遺言内容の難易や複雑性、遺言の動機、遺言者と相続人や受遺者との人的関係、遺言に至る経緯など諸般の事情を総合考慮して判断されますので（Q67参照）、改訂長谷川式簡易知能評価スケールだけで決まるわけではありません。

むしろ、近年の判例は、遺言能力の有無の判断材料として改訂長谷川式簡易知能評価スケールの点数をあまり重視しておらず、遺言内容に合理性があるか、遺言が不自然に複雑ではないか、不当な関与がなされていないか等の要素を考慮した上で遺言者の最終意思をできるだけ尊重する傾向があるとの分析もなされています。

改訂長谷川式簡易知能評価スケールの点数が低いにもかかわらず遺言能力を認めた判例として、京都地裁平成13年10月10日判決（平12（ワ）2475、裁判所ウェブサイト）、東京地裁平成24年12月27日判決（平21（ワ）36887）、東京高裁平成26年5月21日判決（平26（ネ）532）などがあり、他方、点数がさほど低くないにもかかわらず遺言能力を否定した判例として、東京地裁平成16年7月7日判決（判タ1185・291）、東京高裁平成22年7月15日判決（判タ1336・241）などもあり、いずれも改訂長谷川式簡易知能評価スケールの点数だけに捉われず諸般の事情を考慮する判例の傾向が見て取れると思われませんが、総合考慮であるがゆえに判断基準は不明瞭だとの指摘もあります。

（小島 智）

Case 2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース

ケース

会社を経営していたA（85歳）には、先妻との間の子Bがおり、再婚したCの実子Dと養子縁組をしています。AはCと再婚した際、自宅にBを住ませ、自分はC所有の家でCと同居していましたが、数年前に認知症を発症したことから、Cの申立てにより成年後見開始審判がなされて、E弁護士が成年後見人に選任され、要介護度が高くなったことから近年施設に入所しています。ところが最近、Aの会社がコロナ禍で営業不振となったことから、CはA所有の家屋を売却して資金を捻出する必要に迫られ、家屋に住んでいるBに買取りを提案しましたが断られたことから、E弁護士に相談したところ、これを聞いたDが買受けの申入れをしてきました。E弁護士は、Bが住んでいるA所有の居宅に今後Aが住む予定はないことから、家庭裁判所の許可は不要と判断してDに売却したところ、Dはかねてから不仲のBに退去を求めましたが、Bは家裁の許可がないので無効と主張しています。

ポイント

- 成年後見人が「居住用不動産」を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければならない
- 「居住用不動産」とは、成年被後見人が生活の本拠として現に居住の用に供しており、又は居住の用に供する予定がある不動産を意味する。さらに、居住の用に供する具体的な予定があるわけではないが、将来において居住の用に供する可能性がある

不動産も含まれる

- 「居住用不動産」に該当するか否かの判断は慎重に行い、「居住用不動産」に該当するか否かが争点になるおそれのある事案については、家庭裁判所の許可を得ておくことがトラブルの防止になる

## 解 説

### 1 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可

成年被後見人には、成年被後見人の財産に関する法律行為について、これを代理する権限が認められており、代理権の範囲には、金銭の貸借や財産の贈与・売買など、成年被後見人の財産に関する法律行為について包括的な代理人権が与えられています（民859①）。

一方で、成年被後見人には、成年被後見人の身上への配慮義務があり（民858）、後見事務を行うに当たって、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。これは、後見事務のあり方が成年被後見人の心身の状態に大きな影響を及ぼすとの認識を背景にしています。精神医学的にみた場合、特に成年被後見人の居住環境の変化は、その心身の状態に大きな影響を与えるといわれており、このことから民法859条の3は、居住用不動産の処分については、成年被後見人の身上配慮義務に期待するだけでなく、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却等の処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならないとしています（民859の3）。許可なくしてなされた処分行為は無効となります。

### 2 居住用不動産とは

「居住用不動産」とは、成年被後見人が生活の本拠として現に居住

の用に供しており、又は居住の用に供する予定がある不動産を意味すると理解されています。もっとも、居住用不動産には、現在は居住していないが、過去において生活の本拠としていた不動産も含めるべき場合があります。例えば、成年被後見人が長年にわたって居住していた住居を離れ、既に施設に入所している場合において、そのかつての住居を処分することは、成年被後見人の精神の状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。民法859条の3の趣旨からすると、そういう場合も家庭裁判所の許可を要するとすべきでしょう。

すなわち、成年被後見人が現に居住しておらず、かつ、居住の用に供する具体的な予定があるわけではないが、将来においてなお生活の本拠として居住の用に供する可能性がある不動産も、本条にいう居住の用に供する不動産に該当するべきであると解すべきでしょう。

一方で、これに該当しない建物や敷地（例えば、別荘のように本来生活の本拠にすることを目的としない不動産）の処分は、家庭裁判所の許可は不要でしょう。

家庭裁判所の許可を得ないまま、成年後見人が成年被後見人所有の建物を売却したところ、これが「居住用不動産」に該当するかどうか争われた事案として、東京地裁平成28年8月10日判決（判タ1439・215）があります。

成年被後見人は老人ホームに入居しており、入居時に、アルツハイマー型認知症、せん妄症状、常に介護者の見守り、声かけ、介助が必要であった要介護3の状態であり、これが継続又は悪化していることから、売買契約当時、被告がその妻の協力を得たとしても成年被後見人を引き取って本件建物で同居することは極めて困難であるとして、居住用不動産には該当しないと判断しています。

### 3 本ケースについて

Aは、自宅をBに住ませ、自分は自宅を出て再婚したCと同居していたこと、要介護度が高くなったため、C宅から施設に入所していること、CがBに買取りを提案しているにもかかわらず、Bがこれを断っている点からみると、将来BがAを引き取って自宅で同居する可能性は極めて低く、売買契約当時、居住用不動産に該当しないと解されます。

#### 参考判例

○家庭裁判所の許可を得ないまま、成年後見人が成年被後見人所有の建物を売却したところ、これが「居住用不動産」に該当するかどうか争われた事例（東京地判平28・8・10判タ1439・215）

（小島妙子）



新日本法規

